

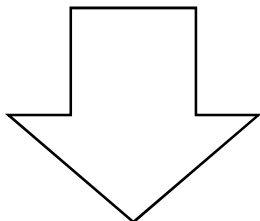
【山都町工事成績評定要領の改定について】

山都町では、昨今の資材物価や労務単価の高騰による工事価格の上昇を受け、令和6年4月1日以降に発注する建設工事における工事成績評定を実施する工事の契約金額基準を見直します。

(令和6年4月1日以降に契約を締結した対象工事について適用します。)

【見直し前】

第2条 評定は、1件の契約金額が **250万円**を超える請負工事のうち土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、しゅんせつ工事、電気工事、管工事その他これに類するもの(掘削、崩土除去、解体工事、設備機器等の更新に限る工事等を除く。以下「対象工事」という。)について行うものとする。ただし、対象工事について評定を行うことが著しく困難であると町長が認めるときは、この限りでない。



【見直し後】

第2条 評定は、1件の契約金額が **500万円**を超える請負工事のうち土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、しゅんせつ工事、電気工事、管工事その他これに類するもの(掘削、崩土除去、解体工事、設備機器等の更新に限る工事等を除く。以下「対象工事」という。)について行うものとする。ただし、対象工事について評定を行うことが著しく困難であると町長が認めるときは、この限りでない。